

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令について

かがた しげふみ  
加賀田 茂史\*

### 1. はじめに

建築物の規制制度については、建築技術の進歩、大規模な災害の発生等の建築物を取り巻く社会経済情勢の様々な変化に対応するため、その合理化・実効性の向上を図ってきたところである。

令和元年6月までに施行された建築基準法の一部を改正する法律では、社会の要請に応じて、既存建築ストックの有効活用等を図るため、非住宅・中高層の木造建築物等に係る制限の合理化や戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更の柔軟化等を行ったところである。

今般、国土交通省国土技術政策総合研究所及び(国研)建築研究所が中心となって取り組んでいる「防火・避難規定等の合理化に関する総合技術開発プロジェクト」(平成28年度～令和元年度)における成果をはじめとした近年の建築技術に関する研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、火災が発生した時に火災の拡大を防ぎ、建築物内にいる人間を安全に避難させることを目的とした防火・避難関連規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が可能となった。

### 2. 改正政令の概要

今回の改正は防火規制及び遊戯施設に係る内容を含んでいるが、ここでは特に防火規制について概要を説明する。

#### 1) 窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化

建築基準法(以下「法」という。)において、窓その他の開口部を有しない居室(以下「無窓居室」という。)は、在館者の避難や救助が困難であるため、その居室を区画する主要構造部を耐火構造等としなければならないこととしている。これは火災時に無

窓居室からの避難や救助に時間を要することから、当該室が早期に倒壊することを防ごうとする規制であるが、近年では新たなニーズとハウスメーカーの技術開発等により、一般的な住宅に音楽練習室やシアタールームを設けるケースが増加している。一般的な戸建て住宅では、主要構造部を耐火構造で建築されているケースは希であり、当該規制によって無窓居室を区画する壁や床等のみを耐火構造とすることが要求されることから、設計のハードルが高くなっている、という課題があった。今回の改正では、無窓居室の規模が小さく、かつ在館者が火災情報を早期に覚知し、避難しやすいものについては、当該規制の適用を受けないものとして位置づけることとしている。

#### 2) 吹抜き等の空間を設けた場合における面積区画の合理化

建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第1項において、主要構造部を耐火構造とした場合、建物内部の火災規模の制限のため、一定規模ごとの防火区画(いわゆる面積区画)を設けることを求めている。当該規制により、建築物の一部に吹抜きやアトリウムのような大空間がある場合も、当該空間とその他の部分を区画しなければいけないこととされていたが、今回の見直しにより火災時に当該空間を介した火災の延焼が生じないことが確かめられた場合においては、当該空間とその他の部分が区画されているとみなして当該空間を有する建築物に対して面積区画の規制を適用することとした。

なお、このような空間を有する建築物は、別途竪穴区画(令第112条第11項)の規制が適用されることから、空間とその他の部分との区画材を設けずに設計する場合には、全館避難安全性能の検証を要する点に留意が必要である。

\*国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 防火係長

03-5253-8111 (代)

### 3) 異種用途区画の合理化

前述の面積区画は、火災が盛期となった場合に火災規模を抑えるという趣旨の規制であるのに対し、火災初期の避難安全性の確保のための防火区画の規制があり、その一つが異種用途区画である。

従来より、建築物内において異なる用途の部分が隣接する場合には、当該隣接する二用途の間に準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備を設けることとしていた。これは、複数の用途からなる建築物は火災時の情報共有がなされない場合、著しい避難の遅れにつながることから、用途間の延焼を防止する手段として、強い区画材を設けることとしたもの

である。当該規制によって、例えば商業施設において物販店舗と飲食店が混在する場合等、一体的に利用する施設にもかかわらず、異種用途間の防火区画が要求されており、設計上の制約となっているという課題がある。

火災情報が共有される環境が整っていれば、早期の避難開始が期待でき、必要な避難安全性を確保できるという考えから、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、異種用途区画を不要とする見直しを行った。

### 4) 二以上の直通階段の設置基準の合理化

従来より、建築物の避難階以外の階が一定の用途・規模である場合、二方向避難を確保することにより、火災時に一方の経路が通行不能となった場合でも、他方の経路へ避難できる道を残すことで安全な避難を可能とすることを目的として、二以上の直通階段を設けることとしていた。

昨年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律により、小規模建築物を用途変更する際の防火規制が合理化され、大規模な改修を要することなく既存ストックの活用が容易となった。ただ、戸建て住宅など小規模な建築物には一の直通階段しか設けられていないことが多い一方、用途変更後に二以上の直通階段の設置が求められるケースがあり、設計上の制約となっているという課題があった。

今回、階数が三以下で延べ面積が200㎡未満の小規模建築物については、在館者数が少なく、避難距離も短いことから、階段部分が間仕切り壁等により区画され、階段部分が火災や煙から守られている場合にあっては、直通階段を一つにできるよう、規制の見直しを行った。

### 5) 排煙設備の設置基準の合理化

火災時に建築物の天井・壁等や屋内の可燃物から発生する煙やガスを有効に屋外へ排出し、在館者を安全に避難させる目的で、用途・規模等に応じて、排煙設備を設置しなければならないこととしている。このとき、建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能等に関して一定の要件を満た

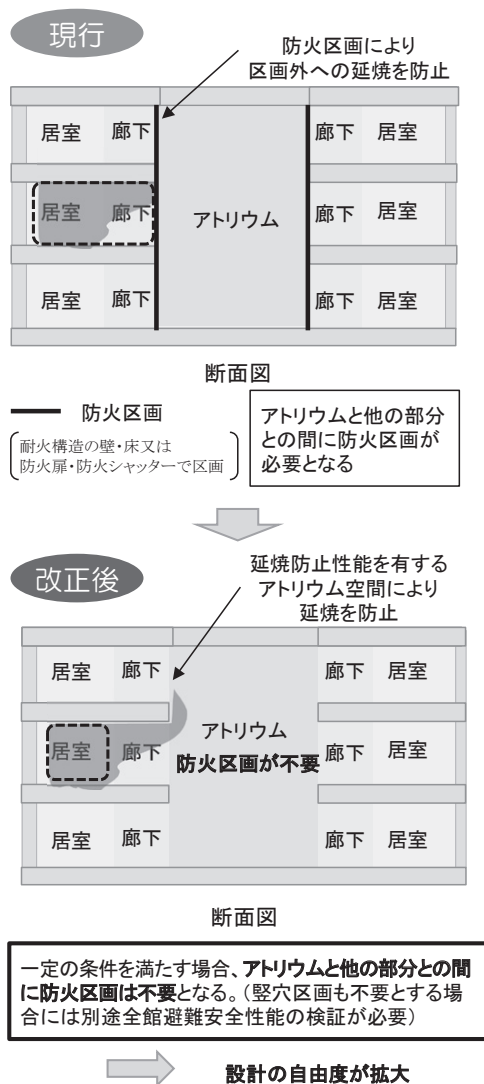


図-1 面積区画の合理化のイメージ

す防火設備で区画されている場合においては、その区画された部分は、相互に火災の影響を受けにくいことから、それぞれを別の建築物とみなして、排煙設備の規定を適用することとしている。

今回、前述の吹抜き等の空間を設けた場合における面積区画の合理化とあわせ、アトリウムを介して接続する建築物のように、建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合には、それぞれを別の建築物とみなして、排煙設備の規定を適用できるよう規定の見直しを行った。

これにより、従来であればアトリウム空間等を有する既存建築物の一部に飲食店等を新たに設けようとする場合、当該建築物の規模等によっては、飲食店等が含まれない既存部分にまで排煙設備の設置が要求されていたところ、アトリウム空間を介して接続する他の部分を他の建築物として排煙設備の規定を適用でき、新たに排煙設備の設置が求められる範囲を少なくすることが可能となる。

### 6) 敷地内に設けるべき通路の幅員の合理化

共同住宅や児童福祉施設等の特殊建築物や階数が三以上の建築物等、避難上配慮すべき用途・規模の建築物には、屋外避難階段及び避難のための出口から、道に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けることとしている。これは建築物の在館者が一斉に避難した場合に通路での滞留が生じることによって安全な避難が困難になることがないようにすることを目的とした規制である。小規模な建築物であれば在館者数が少ないことから、滞留が発生しにくく、必ずし

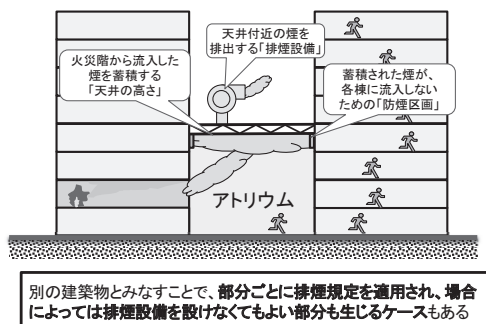


図-2 アトリウムで別棟みなしとする例

も敷地内の通路の幅員を1.5m以上としなくとも本規制の目的を達成することができることから、階数が三以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよいことと見直しを行った。

### 7) 特殊建築物等の内装制限等の合理化

一定の規模・用途の建築物には、煙やガスによる避難上の支障を防ぐため、煙やガスの発生を抑制するための内装の制限を規定している。現行の規定では、内装の制限をした場合と同等の効果がある措置として、スプリンクラー設備等と排煙設備の双方の設置を規定しており、この措置を講じた建築物の部分については内装の制限の規定の適用を受けないこととされてきた。近年の研究により、この措置に限らず、居室の床面積と天井高さ（煙を蓄積することができる空間容積）を確保すること等によっても煙又はガスの降下を抑制・遅延させることができることが明らかとなったため、このような措置を講じて避難安全性が有することが確認された建築物の部分については、スプリンクラー設備等と排煙設備の設

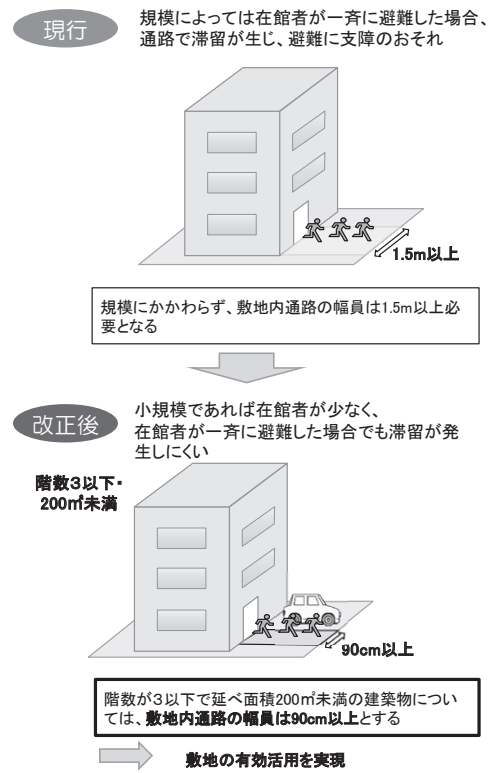


図-3 敷地内に設けるべき通路の幅員の合理化



置をしたものと同様に、内装の制限の規定を受けないものとして扱うこととした。

### 8) 避難安全検証法の見直し

避難関係の規定では、建築物の避難の安全性を確保するため、廊下・階段等の避難施設や排煙設備、内装等について仕様の規定が定められている。これに対し、これらの仕様規定では考慮されていない各居室の在室者数や避難経路の配置等の建築物の個々の状態に応じて避難の安全性を確かめる避難安全検証法においては、建築物の階又は建築物全体について、それぞれ階避難安全性能又は全館避難安全性能（当該階又は建築物からの避難が終了するまで煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下しないという性能。）を有することが検証により確認された場合には、当該階又は建築物について、一部の仕様規定の適用を除外できることとしている。この避難安全検証法に関し、以下二点の見直しを行う。

#### (1) 区画避難安全検証法の追加

建築物の階の一部である居室その他の建築物の部分についてのみ安全性を検証するニーズが出てきているが、現行では、そのためには当該居室等のある建築物の階全体又は建築物全体について避難安全性能を検証する必要がある。これにより、仕様規定を適用除外したい部分以外の部分にまで検証を適用する必要があったが、建築物のある一定の部分（区画部分）に対しても避難安全検証法が適用できるよう、区画避難安全検証法を規定し、より自由な設計を可能とするよう見直しを行う。避難安全検証法により適用除外となる規定については、各検証法が対象としている範囲（階、全館）

に応じて、各検証法により避難安全性が確認できる避難規定を適用除外としていることから、区画避難安全検証法は階の一部のみを対象とした避難規定である、排煙設備と内装制限を適用除外とすることとしている。

#### (2) 煙の高さによる避難安全検証法の追加

現行の規定による避難安全検証法では、当該階または全館の在館者の全てが避難を終了するまでに要する時間が、火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を超えないことを確かめる方法のみを認めている。これに対し、近年の工学的な知見の蓄積により、避難を終了するまでに要する時間が経過した時において、火災により生じた煙又はガスの高さが、避難上支障のある高さを下回らないものであることを確かめる方法を新たに規定することが可能となったことから、従来の避難時間に基づく検証に加え、避難完了時点における煙層下端高さを精緻に計算する検証方法を新設することとしている。これにより、従来の検証法よりも実際の火災成長、煙発生状況を詳細に検証することが可能となり、柔軟な設計が可能となる。

### 3. おわりに

今回の政令改正により、さらなる防火避難規定の合理化が進み、ニーズに対応したより一層柔軟な設計、既存建築物の改修等が可能となった。引き続き、建築関連技術の発展や建築物の利用形態の多様化等に対応し、建築規制の見直しを行っていくこととしている。

## 「あーきてくと通信」への投稿を募集

月刊「建設」では、「あーきてくと通信」のコーナーで、「住宅」「都市」「公共建築」に関する国土交通省の施策や地方自治体の事例等を掲載しています。皆様の投稿をお待ちしています。

一般社団法人 全日本建設技術協会 事業課 峯脇・中嶋  
TEL : 03-3585-4546 / E-mail:kensetsu@zenken.com